

貸し出し料金表 (レンタル利用料)

利用時間	利用料
利用開始時間から2時間まで	300円
その後、30分ごとに (端数は切り上げ)	100円
利用距離	
社協が指定した出発地点から返却地点までの距離に1kmあたり25円を乗じて算出した額が加算。	

例えば…

- ① 社協から出発して返却するまでの時間
3時間 (利用時間)
→ $300円 + 100円 \times 2 = 500円$
- ② 社協から出発して返却するまでの距離
10km (利用距離)
→ $10km \times 25円 = 250円$

つまり、

- ①利用時間500円 + ②利用距離250円
= 750円

支払い額 **750円**

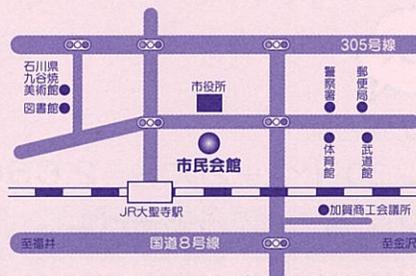
※レンタカーサービスについては、運転手の紹介・斡旋はおこなっておりません。



《お問い合わせ・連絡先》

加賀市社会福祉協議会

〒922-0811 加賀市大聖寺南町二11-5
(市民会館内)
TEL (0761) 72-1500 FAX (0761) 72-1244
E-mail info@kagavc.jp



おでかけ号

移送サービス事業

について



社会福祉法人
加賀市社会福祉協議会

1. 利用について

おでかけ号は、身体が不自由な方に社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的に、車いすのまま乗降できる車「以下、おでかけ号という。」をお貸しする事業です。

《対象者》

障がい者や高齢者で日常的に車いすを利用している方

《運 転》

原則として申請された人のご家族運転で、運行範囲は加賀市及び近隣市町村。

《利用時間》

有償移送サービス……平日の午前8時30分～午後5時15分まで
レンタカーサービス…特に制限なし

《登録申請及び登録料》

年1回『おでかけ号利用登録申請書』の提出と登録料1,000円が必要。有効期間は登録決定日からその年度末まで。

《予約及び取消》

予約は使用する1ヶ月前から3日前まで。
取消は直ちに社会福祉協議会までご連絡ください。

2. 有償移送サービス（運転手が必要な方）

《運転手》

加賀市社会福祉協議会職員

《料 金》

年会費：1,000円（社協賛助会費）

運 賃：移動距離に応じて算出

+

迎車料：加賀市社協事務所より自宅までの距離に応じて算出

※ 利用者としては、毎年、4月に**年度更新手続き**が必要です。

※ 有償移送とレンタカー両サービスを希望される方の年会費は1,000円（賛助会員会費）となります。

例えば…

事務所から自宅まで5kmで
自宅からA病院まで13kmとすると
乗車距離（片道）：13km = 1,230円
迎車距離：5km = 200円

つまり、

往復の場合は、
1,230円×2 + 200円 = 2,660円

料 金 2,660円

運賃表（運転手が必要な方）

距離(km)	料金(円)	距離(km)	料金(円)	距離(km)	料金(円)
2	330	10	1,005	18	1,605
3	430	11	1,080	19	1,680
4	530	12	1,155	20	1,755
5	630	13	1,230	21	1,805
6	705	14	1,305	22	1,855
7	780	15	1,380	23	1,905
8	855	16	1,455	24	1,955
9	930	17	1,530	25	2,005

以下1kmごとに50円加算

基本料金	2km	330円
1kmごとに		100円
6km以上20km以下	1km	75円
21km以上	1km	50円

迎車料金 （事務所から自宅までの距離）	
0～15km未満	200円
15km以上 5kmごと	100円加算

3. レンタカーサービス（家族運転の方）

《運転手》

事前に登録した利用者の家族の方
または利用者より依頼のあった方

《料 金》

年会費：1,000円（社協賛助会費）

利用料：貸し出し時間に応じて算出

+

社協が指定した出発地点から返却地点までの距離に1kmあたり25円を乗じて算出